

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第3号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の110以上100分の180」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の134以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の98.5以上100分の110」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の119.5以上100分の134」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の92」を「100分の87」に、「100分の112」を「100分の107」に改める。

第24条第1項1号中「100分の47」を「100分の44.5」に、「100分の57」を「100分の54.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の43.5」を「100分の41」に、「100分の53.5」を「100分の51」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。